

[事案 29-208] 年金支払方法遡及変更請求

・平成 30 年 3 月 29 日 裁定終了

<事案の概要>

年金の受取方法を誤って選択したことを理由に、据置期間満了時に遡って受取方法を一括受取に変更することを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 19 年 7 月に契約した積立利率変動型個人年金保険（米ドル建）について、平成 29 年 7 月の年金支払開始にあたり、10 年保証期間付終身年金として受け取ることを選択したが、以下の理由により、据置期間満了時に遡って一括受取に変更してほしい。

- (1) 10 年保証期間付終身年金を選択したのは自分の錯誤によるものであり、当初から一括受取とするつもりであった。
- (2) 保険会社からの連絡内容は受取通貨についてだけであり、10 年保証期間付終身年金の受取総額が一括受取額を超えるのは約 20 年後であることについて案内がなかった。
- (3) 初回の年金受取日の 5 日後に保険会社に一括受取への変更を要望したにも関わらず、要望を受け入れないのは不誠実である。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 年金請求関連書類には、受取方法等に関する選択肢が分かりやすく色分けして箇条書きに明示されており、年金原資額や年金年額を明記した書類も同送している。
- (2) 申立人は契約時より保証期間付終身年金を選択しており、年金請求関連書類には、年金種類は「年金支払開始日前に限り」変更することができる旨を注意事項として記載している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、年金受取方法選択時の状況を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人が錯誤に陥っていたとは認められず、仮に錯誤に陥っていたとしても重大な過失があり、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。